制度改正等の課題解決環境整備事業

令和8年度最新版
労働各法改正&
労働基準法今後の見通し

確定すれば
約４０年ぶりの
抜本改正です！

中小・小規模事業者が備えるべきポイントと予想される今後の動き

働き方改革がスタートして約6年が経ち、労働法を中心に様々な法改正が実施されてきました。令和8年度も同一労働同一賃金ガイドラインの見直しやカスハラ関連等の動きがありました。また、今後のトピックとして、労働基準法の大改正が予定されており、こちらに関心を持っている方も多いのではないでしょうか。この機会に是非、ご参加ください。

-主な講座内容-

- これまでの法改正の流れと現状の確認
- 同一労働同一賃金ガイドラインの見直し
- カスハラ、就活セクハラ対策の義務化
- 治療と仕事の両立支援指針への対応
- 労働基準法改正の最新動向
 - ①連続勤務の上限規制
 - ②法定休日の明確化
 - ③勤務間インターバル制度の義務化
 - ④副業・兼業時の割増賃金算定ルールの見直し等

※法改正の状況により、講座内容を変更する場合があります。

令和8年 11月25日（水）
13:30～15:30

◆会場 湯沢商工会議所 1階会議室
(湯沢市柳町一丁目1-13)

◆受講料 無料 (会員・非会員 問わず)

◆定員 20名 (先着順) ◆対象者 中小・小規模事業者

<お申し込み方法>
下記申込欄に必要事項をご記入いただき、令和8年11月18日(水)までに
FAXにてお申込みください。
※右QRコードからオンライン申し込みも可能です。

〈講師プロフィール〉



せきもと　まこと
関本 誠氏

・ブレイン綜合社会保険労務士事務所代表
・社会保険労務士

民間企業3社にて、約9年の人事労務部門での職務(労務管理・採用・研修等)を経験した後、平成20年に社会保険労務士事務所を設立し、起業する。起業後は、各企業での労使間のコミュニケーション不足を起因とする労務諸問題の解決に従事する。なかでも「ハラスメント問題」については早期から積極的に取組み、様々な解決策を提起する。コロナ禍前の「空前の人手不足」と言われる時代に直面し、求人広告に多くの費用を投じる手法にあえて逆行し、コストを掛けず「ハローワーク求人だけで34人の応募」を実現する等、多くの企業から好評を博している。

〈主催〉湯沢商工会議所
〈共催〉(公社)湯沢法人会
湯沢商工会議所 TEL:0183-73-6111

※本講座は会場での受講とオンラインでのご参加も可能ですので、申込時に選択下さい！

11/25(水)開催『令和8年度最新版労働法・労働基準法改正対策セミナー』受講申込書

湯沢商工会議所 行 ⇒ FAX:0183-73-2900

(申込日:R8年　月　日)

事業所名		TEL	
所在地		Mail	@
受講者名(複数のご参加可能)			
受講会場(いずれかに☑をお願い致します)	□会場で受講　□オンライン受講 (詳細は事務局より別途、連絡します)		

※ご記入いただいた情報は本セミナーに関する運営のみに利用し、取扱いにつきましては個人情報保護法に則り、厳重に管理いたします。